

平成二十年五月二十三日受領
答弁第三八一号

内閣衆質一六九第三八一号

平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出長期休暇を取得している外務省職員に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出長期休暇を取得している外務省職員に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

国際情報統括官組織が設けられた平成十六年度以降では、同組織に、各年度当初時点で、平成十六年度から平成十八年度までにおいてはそれぞれ十七名、平成十九年度においては二十三名、平成二十年度においては十九名の非常勤職員が勤務している。

三について

御指摘の職員が休暇を取得している際に非常勤職員を採用したことがある。

四について

国際情報統括官組織では、職員が休暇の際には、当該職員が所属する部局の他の職員に対し、当該職員が休暇を取得していることを周知するとともに、必要に応じ当該職員の業務を代行している者に対して案件等を取り次ぐよう指導している。

五及び六について

国際情報統括官組織においては、御指摘の職員が休暇等により不在の場合には、所属部局の幹部職員等

に新たに生じる事務負担についても勘案した上で、可能な範囲でこれらの幹部職員等にその事務を代行等させており、現時点で業務に支障が生じていないものである。